

畜 号 外  
平成24年 3月 7日

- 全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
- 岩手県農業共済組合連合会会長理事
- 社団法人岩手県畜産協会会長理事
- 社団法人岩手県獣医師会会長
- 株式会社岩手畜産流通センター代表取締役社長
- 社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会理事長
- 社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
- 岩手中央酪農業協同組合代表理事組合長
- 岩手県鶏卵販売農業協同組合代表理事組合長
- 岩手県家畜商業協同組合理事長
- 岩手県チキン協同組合理事長
- 岩手県養豚振興会会長
- 岩手県養鶏協会会長

様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

台湾における高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の新たな発生に伴う  
畜産関係者等への指導の徹底について

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、別添のとおり通知  
がありましたので、お知らせいたします。

会員等に対し、引き続き、農場の衛生管理の徹底や家畜の健康観察、異常時の家畜  
保健衛生所への通報について、注意喚起をお願いいたします。

【振興・衛生担当（関 慶久）TEL019-629-5729】

写

23消安第6130号

平成24年3月6日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

台湾における高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について

台湾においては、これまで低病原性鳥インフルエンザが散発的に発生していることから、「台湾における低病原性鳥インフルエンザの新たな発生に伴う畜産関係者等への指導について」（平成24年1月12日付け23消安第5086号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「指導通知」という。）等により畜産関係者等への指導の徹底をお願いしたほか、当省ホームページ等において各国の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等をお知らせしてきたところです。

今般、台湾当局から国際獣疫事務局（OIE）に対し、指導通知によりお知らせした彰化県における低病原性鳥インフルエンザ（H5N2亜型）の発生事例について、その後実施された検査結果から本病のみならず、高病原性鳥インフルエンザ（H5N2亜型）も確認されたこと、また、2月13日、台南市の食鳥処理場において、新たに高病原性鳥インフルエンザ（H5N2亜型）の発生が確認されたことがそれぞれ通報されました。これらのうち、彰化県の事例については、OIEへの報告によると、死亡率の急激な上昇などは認められていないことから、こうしたウイルスの侵入に備え、日常の健康観察をより徹底する必要があります。

一方、口蹄疫については、「台湾における口蹄疫の続発に伴う畜産関係者等への指導の徹底について」（平成24年1月24日付け23消安第5338号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等によりお知らせしたとおり、台湾においては継続的に発生が認められ、特に本病の増幅動物である豚での発生が台湾本島のみならず、澎湖島や金門島においても確認されているところですが、2月18日に新たに3件の発生があった旨、OIEに対し通報されました。それによると、今回は血清学的検査のみが陽性であり、臨床症状はなく、ウイルスは分離されていませんが、これまでの発生状況に鑑みると、台湾においては、本病ウイルスが常在している可能性が非常に高いものと考えられます。

つきましては、別添の発生状況地図等を適宜御活用の上、畜産関係者等に対し、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫に関する情報を周知するとともに、特に、家畜所有者に対しては、「家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同上第4項の農林水産大臣の指定する検体を定める件」（平成23年農林水産省告示第1865号）に定める症状又は「高病原性

鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針  
(平成23年10月1日農林水産大臣公表) 第4の1の(1)の③に定める症状を呈していることを発見したときは、遅滞なく、管轄の家畜保健衛生所に通報するよう、引き続き指導を徹底願います。

なお、海外における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等の必要な情報については、今後も当省ホームページ等を通じて積極的に公表してまいりますので、御活用いただきますようお願いいたします。

<農林水産省ホームページ：家畜の疾病に関する情報>

URL : [http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html)